

(仮称) 掛川市防災意識の高いまちづくりを推進する条例の策定に対する 意見公募手続実施要領

1 募集の趣旨

意見公募手続とは、市の重要な計画や条例などを策定するときに、案の段階で公表し、その案に対する意見等を一定のルールに基づいて募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する考え方も併せて公表していく一連の手続きのことです。

掛川市は、平成25年4月に施行された掛川市自治基本条例第17条の規定に基づき「掛川市意見公募手続等実施要綱」を制定し、市の重要な条例等の制定にあたっては市民からの意見を聴取することとしています。

掛川市議会では、「掛川市意見公募手続等実施要綱」を準用し、この手続きに則り、(仮称) 掛川市防災意識の高いまちづくりを推進する条例の策定にあたり、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、以下の方法により意見の公募を実施します。

2 意見公募手続の対象

(仮称) 掛川市防災意識の高いまちづくりを推進する条例

3 閲覧方法

- (1) 市議会ホームページ内「意見公募手続き(パブリック・コメント)」のサイト内
- (2) 文書閲覧
 - ・市役所本庁 5階 議会事務局、4階 情報公開コーナー 1階 危機管理課
 - ・市役所支所 大東支所 2階 地域支援係、大須賀支所 1階 地域支援係
 - ・各図書館（中央、大東、大須賀）

4 意見の募集期間

平成31年1月9日（水）から平成31年2月8日（金）まで

※ 郵送の場合は、2月7日（木）付けの消印まで有効とします。

5 意見の提出方法

(1) 郵送

〒436-8650 掛川市長谷一丁目 1 番地の 1

掛川市議会事務局あて

(2) 持参

掛川市役所 本庁 5 階 議会事務局 1 階 危機管理課

大東支所 2 階 地域支援係、大須賀支所 1 階 地域支援係

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

図書館 中央図書館、大東図書館、大須賀図書館

受付時間：各図書館開館時間

(3) ファクシミリ

FAX番号 0537（21）1171

(4) 電子メール

E-mail gikaij@city.kakegawa.shizuoka.jp

6 意見書書式

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、（仮称）掛川市防災意識の高いまちづくりを推進する条例の策定に関する意見と書いて、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

7 意見の取り扱い

- ・ご意見に対して個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- ・いただいたご意見の概要や意見に対する市の考え方などは、個人情報を除いて、市ホームページで公表する予定です。
- ・募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、意見公募手続（パブリックコメント）の意見として取り扱いません。

8 問合せ先

掛川市議会事務局

電話 0537-21-1160